

火災保険ご加入の際は、次の事項にご留意ください。

①預金・貯金ではありません。

「火災保険」は、預金・貯金とは異なり、元本を保証しているものではありません。

②預金保険制度の対象ではありません。

「火災保険」は、預金・貯金ではありませんので、預金保険法第53条に規定する保険金の支払の対象にはなりません。

③既払込保険料の返済は保証されておられません。

「火災保険」には、保険料の積立金はありません。中途解約時には、当初の期間に応じた、所定の解約返戻金が生じる場合がありますが、既払込保険料を下回ります。

④契約（保険引き受け）先は損害保険会社です。

ゆうちょ銀行は、火災保険を取り扱う損害保険会社の募集代理店です。契約（保険引き受け）先は、損害保険会社です。

株式会社ゆうちょ銀行